

桑名市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市条例第16号

桑名市水道事業給水条例の一部を改正する条例

桑名市水道事業給水条例（平成16年桑名市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。）が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置の工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。